

道路占用に係る添加広告物の一部が公共的なものとして掲示できるようになりました。

小郡市では、道路利用者の利便性の向上を図るまちなみの形成、屋外広告物の充実を図る目的として屋外広告物の適切な誘導を随時図ってきました。そこで今回、都市計画道路の設置に伴い西鉄大牟田線と都市計画道路の交差高架下について見通しが悪い箇所に関して一定の条件を満たせば添加広告物を設置できるようになりました。

■ 掲示できる場所

都市計画道路と久留米小郡線の立体交差の側道に設置した街路灯及び防犯灯に添加できます。

■ 申請方法

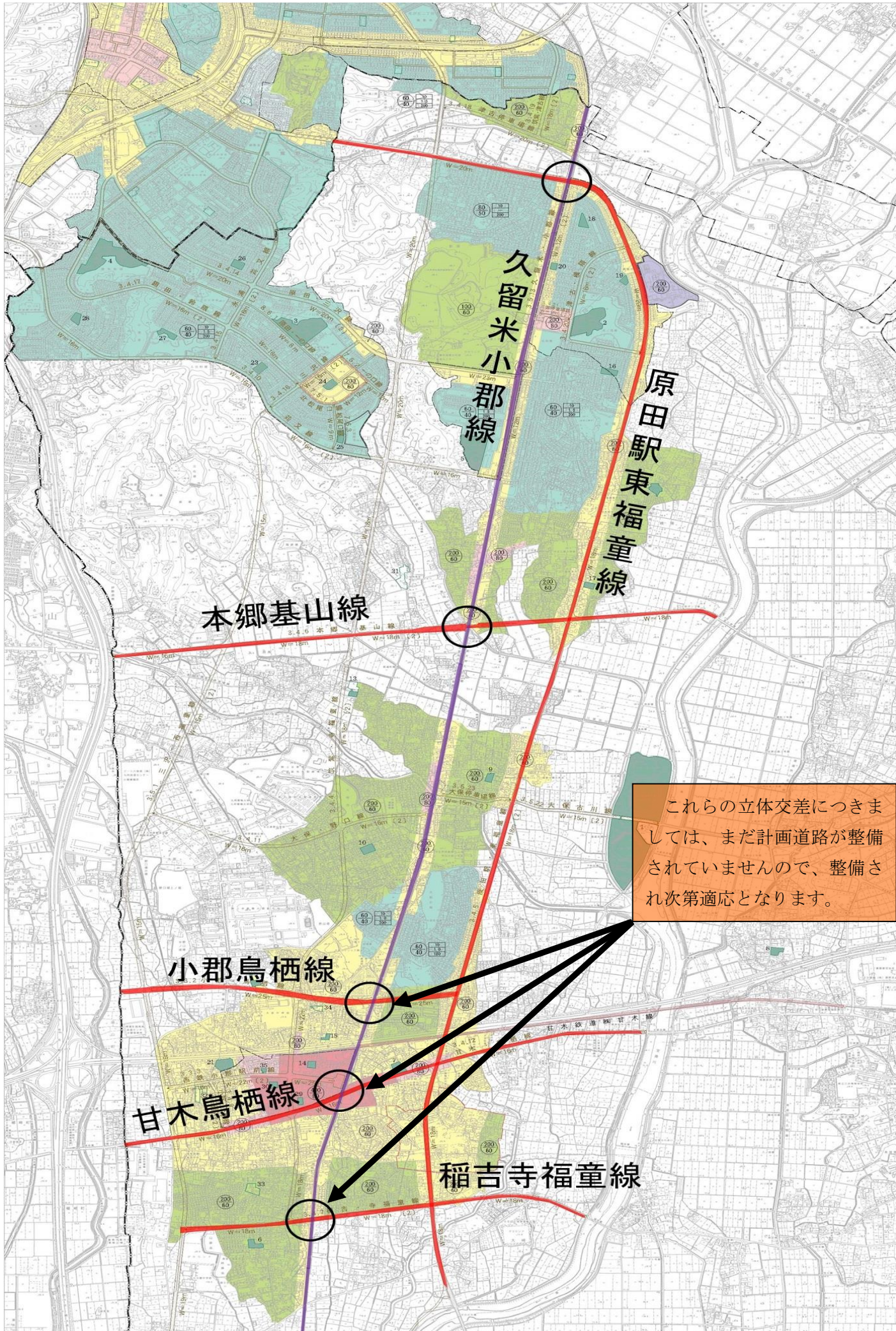
- 提出書類 申請書、図面、写真（掲示前及び掲示後）、位置図、強度計算書
- 提出部数 3部
- 提出先 小郡市役所建築都市部都市計画課計画係

■ 許可条件

下記のすべてに合致するものでなければ公共性をもたせることができません。

- I 公共公益施設（医療施設を含む）に関する内容であること
- II 都市計画道路上に掲示するものに限る
- III 都市計画道路上の立体交差の側道に掲示したものであること。
- IV 添加する屋外広告物の大きさは縦 1.5メートル以内、横 0.8メートル以内とし、表示面積は 2.0平方メートル以内とする。
- V 掲示する場所は、市街化区域であること。
- VI 医療施設の敷地より 30m以内に掲示していること。
- VII 小郡市防犯灯設置補助金交付規程の第2条第2項及び小郡市夜間照明設置事業補助金交付要綱に基づく街灯に添加していること。
- VIII 一つの医療施設につき1つの掲示物に限る。
- IX 占有者名および標示事項以外の広告物等の掲示しないこと。
- X 強度計算書により安全性が認められたもの。

※医療施設以外の公共公益施設とは市が建設したものに限る



久留米小郡線

原田駅東福童線

本郷基山線

小郡鳥栖線

甘木鳥栖線

稲吉寺福童線

これらの立体交差につきましては、まだ計画道路が整備されていないので、整備され次第適応となります。